

政令第百二十一号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日は令和二年六月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年六月一日とする。